

# 事業系一般廃棄物の処理

大津市では、事業系一般廃棄物（生ごみ、木くず、紙くず、繊維くず）の処理方法を大きく3つに分けて、案内しています。

## 可燃ごみ

- ◇ ごみは、袋に入るサイズ（長さ 40 cm 未満）にして透明袋に入れてください。
- ◇ 重量制限なし
- ◇ 総重量 8 t 未満の車両を使用してください。

一般廃棄物以外のごみが混ざっていないかどうか等を確認するために透明袋に統一しています。

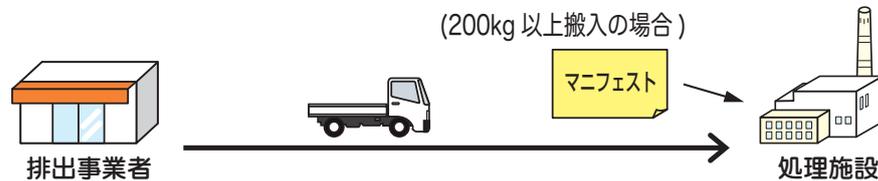
家庭用の指定ごみ袋ではなく、市販の透明袋を使用してください。



### 搬入方法

#### 1) 自己で搬入

- 事前の手続きは不要です。  
(搬入時に施設で事業系ごみであることを伝え、手続きしてください。)
- **1回の搬入が 200 kg 以上の場合、マニフェストが必要です。**  
→施設の受付で提出してください。



#### 2) 許可を受けた大津市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託

- 事前の手続きは不要です。
- **収集運搬の依頼時に、マニフェストが必要です。**  
→委託した収集運搬業者へ渡してください。

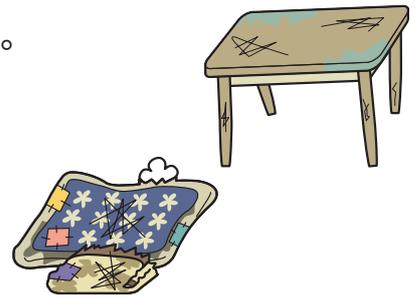


### その紙ごみリサイクルできませんか？

紙ごみは、資源として古紙問屋等に引き取ってもらうことでリサイクルされ、ごみの減量につながります。  
紙ごみのリサイクルについてはP 13をご覧ください。

# 大型ごみ

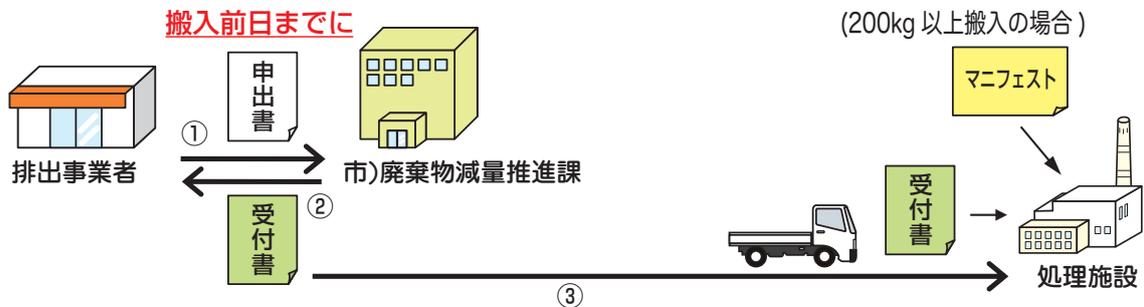
- ◇ 木製のごみ、布製（合成繊維除く）のごみに限ります。
- ◇ 搬入は、1日1回5点まで
- ◇ 総重量8 t 未満の車両を使用してください。



## 搬入方法

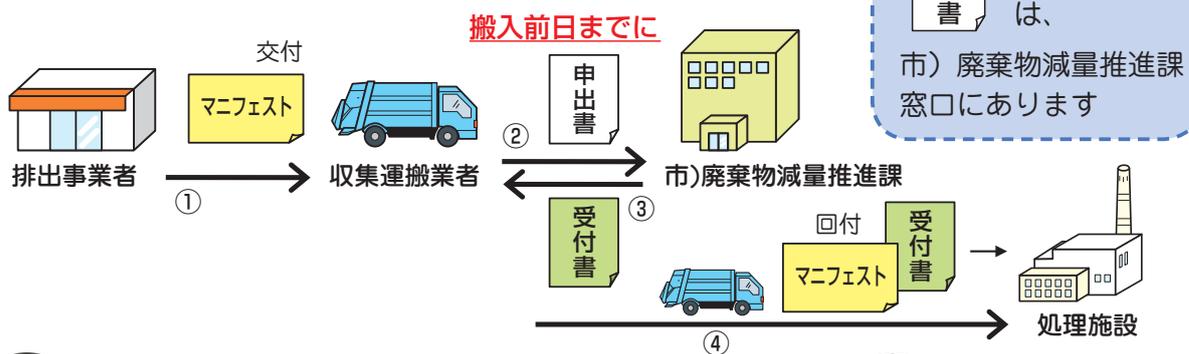
### 1) 自己で搬入

- 搬入前日までに大津市廃棄物減量推進課窓口での手続きが必要です。申出書（印鑑不要）を記入・提出し、受付書を受取ってください。
- **1回の搬入が200 kg以上の場合、マニフェストが必要です。**  
→施設の受付で、受付書と一緒に提出してください。



### 2) 許可を受けた大津市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託

- 委託を受けた収集運搬業者は、搬入前日までに大津市廃棄物減量推進課窓口での手続きが必要です。申出書（印鑑不要）を記入・提出し、受付書を受取ってください。
- **排出事業者は、収集運搬の依頼時にマニフェストが必要です。**  
→委託した収集運搬業者へ渡してください。



申出書は、  
市) 廃棄物減量推進課  
窓口にあります



## 収集運搬業者は、どこに頼めばいいの？



大津市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧（P17）をご覧ください。  
また、最新の情報は大津市HPに掲載しています。  
収集料金や条件は各社異なりますので、事前にご確認の上契約してください。

大津市 一般廃棄物収集運搬業許可業者

検索

# 刈り草・剪定枝

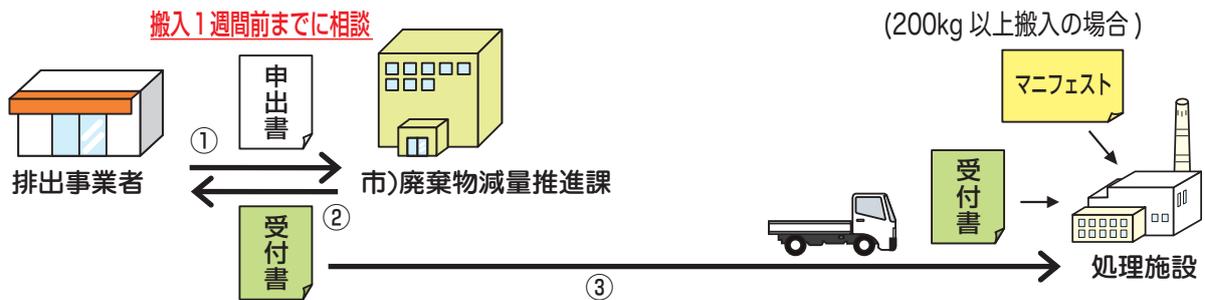
- ◇ 搬入1週間前までに事前相談（搬入施設、搬入日、搬入量等）が必要です。
- ◇ 1日の受け入れ制限あり
- ◇ 総重量8 t未滿の車両を使用してください。
- ◇ 焼却処理の場合、サイズを幹の太さ5 cm未滿、長さ40 cm未滿にしてください。



## 搬入方法

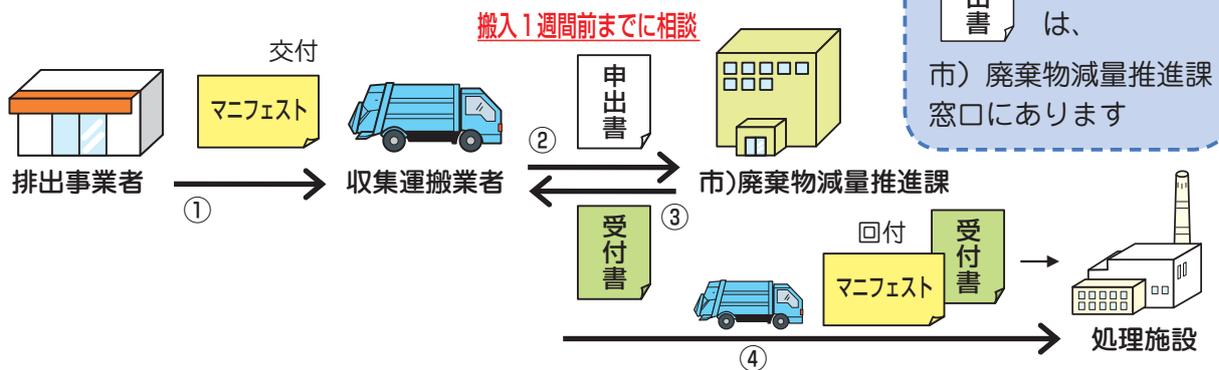
### 1) 自己で搬入

- 搬入1週間前までに事前相談の上、大津市廃棄物減量推進課窓口での手続きが必要です。申出書（印鑑不要）を記入・提出し、受付書を受取ってください。
- **1回の搬入が200 kg以上の場合、マニフェストが必要です。**  
→施設の受付で、受付書と一緒に提出してください。



### 2) 許可を受けた大津市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託

- 委託を受けた収集運搬業者は、搬入1週間前までに事前相談の上、大津市廃棄物減量推進課窓口での手続きが必要です。申出書（印鑑不要）を記入・提出し、受付書を受取ってください。
- **排出事業者は、収集運搬の依頼時にマニフェストが必要です。**  
→委託した収集運搬業者へ渡してください。



申出書は、  
市) 廃棄物減量推進課  
窓口にあります

**マニフェスト**の  
記入方法は、  
P 11 ~ P 12 を  
ご覧ください。

刈り草・剪定枝は、  
実際に刈った人が「排出者」です。

依頼人（刈った土地の所有者または  
管理者等）ではありません。

